

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程
第 7 条 (注文及び注文の有効期限)	3. 本規程に定めるほか、本取引の注文方法、有効期限、その他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。	記載無し
第 9 条 (注文の取消等)	第 9 条 (注文の取消等)	第 9 条 (売買注文の取消等)
第 10 条 (注文の受注) 1.	<p>第 10 条 (注文の受注)</p> <p>1. お客様が本システムを利用して弊社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社は、お客様のポジション（建玉）を決済するために必要な反対売買の注文以外、すべての注文の受注を行わないものとします。</p> <p>(1) 本口座に入金されている証拠金が当該注文の取引証拠金の金額に満たない場合。 (2) お客様の注文が本約款又は本規程等に反する場合。 (3) お客様が本約款に定める適格要件を満たされなくなった場合。</p>	<p>第 10 条 (売買注文)</p> <p>1. お客様が本システムを利用して弊社に対して売買注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社は、お客様のポジション（建玉）を決済するために必要な反対売買の注文以外、すべての注文の受注を行わないものとします。</p> <p>(1) 本口座に入金されている証拠金が当該注文の取引証拠金の金額に満たない場合。 (2) お客様の注文が本約款又は本規程等に反する場合。 (3) お客様が本約款に定める適格要件を満たされなくなった場合。</p>
第 11 条 (注文等の照会)	第 11 条 (注文等の照会)	第 11 条 (売買注文等の照会)
第 13 条 (取引手数料)	お客様が本システムを利用して注文を行い、かつ当該注文が約定された場合（ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。以下、本条において同じ。）、弊社は、1 回の取引数量が 10,000 通貨未満のとき、1,000 通貨単位あたり 30 円（1 通貨単位あたり 3 銭）の取引手数料を申し受けるものとします。ただし、弊社は、任意の裁量により、かかる取引手数料を減額することができるものとします。また、新規で約定したポジション（建玉）を同一取引日内に反対売買をし、決済した場合、当該決済にかかる手数料は無料となります。尚、取引手数料は新規及び決済の約定時にそれぞれ徴収されるものとします。また、同様に 1 回の取引数量が 10,000 通貨以上のとき、取引手数料は発生しないものとします。	お客様が本システムを利用して売買注文を行い、かつ当該注文が約定された場合（ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。以下、本条において同じ。）、弊社は、1 回の取引数量が 10,000 通貨未満のとき、1,000 通貨単位あたり 30 円（1 通貨単位あたり 3 銭）の取引手数料を申し受けるものとします。ただし、弊社は、任意の裁量により、かかる取引手数料を減額することができるものとします。また、新規で約定したポジション（建玉）を同一取引日内に反対売買をし、決済した場合、当該決済にかかる手数料は無料となります。尚、取引手数料は新規及び決済の約定時にそれぞれ徴収されるものとします。また、同様に 1 回の取引数量が 10,000 通貨以上のとき、取引手数料は発生しないものとします。
第 16 条 (取引内容の確認)	本システムを利用した注文内容等について、お客様と弊社との間で疑義が生じたときは、本システムに保存されている記録内容（お客様が Web サイトにおいて入力したデータ等）をもって解決するものとします。	本システムを利用した売買注文内容等について、お客様と弊社との間で疑義が生じたときは、本システムに保存されている記録内容（お客様が Web サイトにおいて入力したデータ等）をもって解決するものとします。